

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 邦人

洗濯室	1回	540円	二	洗濯機・乾燥機
-----	----	------	---	---------

(2) 集会室、主催者控室（集会室用）、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ、和室及び展示室の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
[略]			
リハーサルルーム・レクリエーションルーム	[略]]	[略]	[略]
	バレエパー	[略]	[略]
[略]			
展示室	展示台	[略]	[略]
	展示パネル	1台	50円

(3) その他の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3 市民会館いわつき

(1) ホールの附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
[略]			
その他	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

(2)・(3) [略]

備考 [略]

--	--	--	--	--

(2) 集会室、主催者控室（集会室用）、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ、和室及び展示室の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
[略]			
リハーサルルーム・レクリエーションルーム	[略]]	[略]	[略]
	バレエパー	[略]	リハーサルルーム
[略]			
展示室	展示台	[略]	[略]

(3) その他の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
展示パネル	1台	50円	
洗濯室	1回	540円	洗濯機・乾燥機
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3 市民会館いわつき

(1) ホールの附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
[略]			
その他	[略]	[略]	[略]
	16ミリ	1式	520円
	35ミリ	1式	1,040円
	[略]	[略]	[略]

(2)・(3) [略]

備考 [略]

第2条 さいたま市文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市民会館うらわ（以下「市民会館うらわ」という。）</u></p> <p><u>ア 大ホール、小ホール、コンサートルーム及び楽屋 利用日の属する月の12月前（利用者が市外居住者である場合は、11月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の15日前までの期間</u></p> <p><u>イ 展示室 利用日の属する月の6月前（利用者が市外居住者である場合は、5月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間（アの各施設と併せて利用しようとする場合は、アに定める期間）</u></p> <p><u>ウ 集会室、ワークショップルーム、スタジオ及び和室 利用日の属する月の3月前（利用者が市外居住者である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間（ア又はイの各施設を併せて利用しようとする場合は、ア又はイに定める期間）</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>(利用料金の還付)</p> <p>第8条 条例第13条第3号の規則で定める期限は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。</p> <p>(1) 第2条第2項第1号ア、ウ及びエ（同号ウ及びエにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）<u>、同項第2号アからウまで（同号イ及びウにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）</u>、同項第3号アからウまで（同号イ及びウにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第4号アからウまで（同号ウにあっては、同号ア又はイの施設と併</p>	<p>(利用料金の還付)</p> <p>第8条 条例第13条第3号の規則で定める期限は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。</p> <p>(1) 第2条第2項第1号ア、ウ及びエ（同号ウ及びエにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）<u>、同項第3号アからウまで（同号イ及びウにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）</u>並びに同項第4号アからウまで（同号ウにあっては、同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の3月前まで</p>

せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。)に掲げる施設 利用日の3月前まで

(2) 第2条第2項第1号イ及びウ(同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。) 同項第2号イ及びウ(同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けて場合に限る。)並びに同項第3号イ及びウ(同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。)に掲げる施設 利用日の2月前まで

(3) 第2条第2項第1号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)、同項第2号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)、同項第3号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)及び同項第4号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)に掲げる施設 利用日の1月前まで

2・3 [略]

別表(第6条関係)

1 [略]

3 [略]

4 [略]

(2) 第2条第2項第1号イ及びウ(同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。)並びに同項第3号イ及びウ(同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。)に掲げる施設 利用日の2月前まで

(3) 第2条第2項第1号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)、同項第3号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)及び同項第4号ウ(同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。)に掲げる施設 利用日の1月前まで

2・3 [略]

別表(第6条関係)

1 [略]

2 [略]

3 [略]

別表中1の表の次に次の表を加える。

2 市民会館うらわ

(1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金

名称		単位	利用料金		備考
			大ホール	小ホール	
舞台 設備	音響反射板	1式	7,500円	—	天反ライトを含む。 組立料及び取壊し料を含まない。
	平台	1枚	230円	—	
	開き足	1台	100円	—	
	箱足及び木台	1個	100円	—	
	演台	1式	750円	750円	
	司会者台	1式	300円	300円	
	金びょうぶ	1双	2,000円	2,000円	
	紗幕	1張	1,000円	—	
	バレエ用シート	1式	1,800円	—	
	上敷ござ	1枚	200円	—	
	めくり台	1台	220円	—	
	所作台	1式	8,000円	—	
	松羽目	1式	1,400円	—	
	緋毛せん	1枚	150円	120円	
	高座用座布団	1枚	150円	—	
	長座布団	1枚	100円	120円	
ステージ	1式	—	880円		
音響 備品	拡声装置	1式	5,500円	3,000円	大ホールは舞台袖操作卓及び陰マイク1本付き 大ホールはカセットテープ対応 マイクを含まない。
	移動型ミキサー	1式	—	2,000円	
	録音再生機器（CD）	1台	1,100円	1,100円	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	2,200円	2,200円	
	移動型スピーカーA	1台	3,000円	—	
	移動型スピーカーB	1台	300円	—	
	3点吊りマイク装置	1式	800円	—	
	コンデンサーマイク	1本	1,700円	1,700円	
	ダイナミックマイク	1本	800円	800円	
マイクスタンド	1本	120円	120円		
照明 設備	スポットライト（0.5 キロワットを超え1.0 キロワット以下）	1台	400円	—	カラーフィルターを含まない。 カラーフィルターを含まない。 カラーフィルターを含まない。 2キロワット
	ボーダーライト	1列	1,250円	—	
	アップーホリゾントライト	1式	2,500円	—	
	ロアーホリゾントライト	1式	1,250円	—	
	ピンスポットライト	1台	3,000円	—	
	LEDパーライト	1台	200円	—	
	LEDプロファイルスポットライト	1台	280円	—	
	ミラーボール	1台	750円	—	
	その 他	グランドピアノA	1台	11,000円	
グランドピアノB		1台	4,240円	3,500円	
プロジェクター		1台	4,200円	3,500円	

スクリーン	1式	1,500円	1,200円
指揮者台	1式	200円	200円
指揮者用譜面台	1台	100円	100円
演奏者用譜面台	1台	100円	100円
折り畳み譜面台	1台	—	100円
譜面灯	1台	50円	50円
長机	1台	220円	220円
演奏者用椅子	1脚	100円	100円
コントラバス用椅子	1脚	100円	100円
椅子	1脚	100円	120円
人形立	1本	100円	—
立看板・吊看板	各1枚	220円	—

(2) 集会室、ワークショップルーム、コンサートルーム、スタジオ、和室及び展示室の附属設備の利用料金

名称		単位	利用料金	備考
集会室	プロジェクター	1台	1,500円	
	スクリーン	1式	200円	100インチスクリーン
ワークシ ョップル ーム	長机	1台	220円	
	椅子	1脚	120円	
	ホワイトボード	1台	220円	
コンサ ートル ーム 1	音響セット	1式	1,600円	ミキサー
	ダイナミックマイク	1本	800円	
	譜面台 (折りたたみ)	1台	50円	
	ドラムセット	1式	880円	
	キーボード	1台	880円	
	ギターアンプ	1台	540円	
	ベースアンプ	1台	540円	
	キーボードアンプ	1台	540円	
	長机	1台	220円	
	椅子	1脚	120円	
	ホワイトボード	1台	220円	
ステージ	1式	880円		
コンサ ートル ーム 2	音響セット	1式	1,600円	ミキサー
	ダイナミックマイク	1本	800円	
	グランドピアノ	1台	2,200円	調律料を含まない。
	譜面台 (折りたたみ)	1台	50円	
	長机	1台	220円	
	椅子	1脚	120円	
	ホワイトボード	1台	220円	
	ステージ	1式	880円	
スタジ オ	グランドピアノ	1台	2,200円	調律料を含まない。
	アップライトピアノ	1台	1,500円	調律料を含まない。
	音響セット	1式	1,600円	
	ダイナミックマイク	1本	800円	
	譜面台 (折りたたみ)	1台	50円	
	ドラムセット	1式	880円	
	キーボード	1台	880円	
ギターアンプ	1台	540円		

	ベースアンプ	1台	540円	
	キーボードアンプ	1台	540円	
	バレエバー	1式	50円	
	長机	1台	220円	
	椅子	1脚	120円	
	ホワイトボード	1台	220円	
和室	茶道具	1式	1,100円	
展示室	展示台	1台	50円	
	展示パネル	1台	50円	
	スポットライト（0.5キロワット以下）	1台	280円	
	長机	1台	220円	
	椅子	1脚	120円	

(3) その他の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考	
案内板	1枚	100円	単位は、持込器具1台につき表示された消費電力による。 1キロワットに満たない部分は、1キロワットとする。	
掲示板	1台	100円		
持込み電気器具用電源	1キロワット	100円		
CDプレーヤー	1台	1,100円		
姿見	1台	220円		
書画カメラ	1台	530円		
コインロッカー	1台	100円		
洗濯室	1回	540円		洗濯機・乾燥機
浴室	1回	540円		

備考 この表による利用料金は、条例別表2 市民会館うらわの利用料金の表に規定する時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、展示室の附属設備の利用料金は1日を1回の利用とし、コインロッカーの利用料金は1回の利用の利用料金として計算する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。